第三百四十条第一項第二号中「第十五条第二項第一号イからヌまで」を「第十五条第二項第一号ロからヌまで」に、「限る。）」を「限る。）又は第三十一条第一項各号（第二号を除く。）」に改める。

第三百四十三条第二項第一号中「第十五条第二項第一号イからヌまで」を「第三十一条第一項各号」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第百二十条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第五十条第二項中「第七条各号の一に該当する者又は第五十三条の規定により登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第七条第一号又は第二号に掲げる者

二　第五十三条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者

三　心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「から第四号まで」を「又は第五十条第二項第三号若しくは第四号」に改める。

（商工会議所法の一部改正）

第百二十一条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十五条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（武器等製造法の一部改正）

第百二十二条　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号ニを次のように改める。

ニ　心身の故障により武器の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

（商工会法の一部改正）

第百二十三条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第一号を次のように改める。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十二条第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　未成年者

（技術研究組合法の一部改正）

第百二十四条　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第百二十五条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の三十六第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十五条の三の三十六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第百二十六条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第四十五条の三第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第百二十七条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三　心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第三十条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第百二十八条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正）

第百二十九条　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により第一種特定化学物質の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第二十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十九条第三号中「製造」とあるのは、「輸入」と読み替えるものとする。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百三十条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者